

「令和6年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の決定に関連する建設コンサルタント業務等における入札契約手続等の処理方針について

今般、「令和6年度設計業務委託等技術者単価について」（令和6年2月19日付け、土技第1354号）により、令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

また、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和6年2月16日付け、土技第1349号）により令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

については、入札契約手続等の段階に応じ、以下のとおり、競争参加者への周知を行う等、遺漏無きよう適切に措置されたい。

1. 令和6年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等について

令和6年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等（測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和6年3月1日以降に予算執行伺いを決裁するもの

令和6年3月1日以降に予算執行伺いを決裁する建設コンサルタント業務等については、新技術者単価及び新労務単価（以下「新単価」という。）を適用して予定価格を積算することとなることから、競争参加者に対し、新単価を適用して見積りをした上で、入札（プロポーザル方式においては見積合せをいう。）を行うよう周知すること。

(2) 令和6年2月29日以前に予算執行伺いを決裁しているもの

「令和6年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（令和6年2月21日付け土技第1366号。以下「特例措置通知」という。）第二に基づく対応が可能となる場合があることを周知すること。

2. 特例措置通知第二に基づく具体的な対応について

(1) 措置の運用基準

業務委託料の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が当該請求を受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により行うこととする。